

文部科学省犯罪被害者等関係施策について

平成21年5月27日

文部科学省大臣官房総務課

1. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)、安全の確保(基本法第15条関係)】

(1) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の拡充やスクールカウンセラーの緊急支援のための派遣に対して補助。平成21年度からは、小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を拡充。

(2) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備

スクールソーシャルワーカーの教育機関への配置に対して補助。平成19年度から「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施。

金額 1040% 7-2007-0-

2. 支援等のための体制整備への取組

【相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)】

(1) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・教科及び学校における相談窓口機能の充実

各種会議や通知において、学校・教育委員会・関係機関等の連携・協力を促進。平成21年度は、「いじめ対策緊急支援総合事業」において「学校問題解決支援事業」等を実施し、外部の専門家等の協力を得た効果的な対応方法の在り方についての調査研究を実施。

(2) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめダイヤル(全国統一ダイヤルは0570-0-78310(悩み言おう))」を実施。

(3) 犯罪被害者である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

(4) 犯罪被害者である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

「問題を抱える子ども等の自立支援事業」において、不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、高校中退といった課題ごとに、効果的な取り組みについて調査研究を実施。

3. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

【国民の理解の増進(基本法第20条関係)】

(1) 学校における命のかけがえなさ等に関する教育の推進

道徳教育を推進するための総合的な施策を実施。「心のノート」をすべての小・中学生に配付。

(2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

「豊かな体験活動推進事業」を実施。平成21年度は、「児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト」等3事業を実施。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

「人権教育総合推進事業」、「人権教育研究指定校事業」を実施。平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次とりまとめ]」をまとめた。

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

「非行防止教室等プログラム事例集」や「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」を作成し、各教育委員会・学校へ配付。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会などに提供。